

2012年4月、食品中の放射性物質の基準値が変わります！

株式会社ハウス食品分析テクノサービス

〒284-0033 千葉県四街道市鷹の台1-4

TEL : 043-237-5676 FAX : 043-237-2912

2012年4月1日より、食品から許容することのできる放射性セシウムの線量を現在の年間5mSvから年間1mSvに引き下げることに伴い、食品衛生法上の「食品中の放射性物質に係る基準値」が以下のように変更になります。

ゲルマニウム半導体検出器による測定

- 放射性物質が検出された検体について、核種別に核種を測定します。
(I-131、Cs-134、Cs-137)。
- 放射性物質の測定は、「**緊急時における食品の放射能測定マニュアル**」(厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)に準じて行います。
- 試験法の**検出下限**は、**基準値の1/5-1/10**が望ましいとされています。
- 準備期間が必要な食品(米、牛肉、大豆)については一定の範囲で経過措置期間が設定されています。

放射性セシウムとして

食品群	基準値 (Bq/kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※放射性セシウム = Cs134 + Cs137

検出下限は基準値の1/5-1/10が望まれます。
→ お持ちの測定装置で対応できますか？

ゲルマニウム半導体検出器による測定

※水、野菜、肉、加工品など検体の種類によって価格が異なります。

※ご依頼が3品以上ですと割引させていただきます。

検体量

ゲルマニウム半導体検出器：最低2000mlの容量が必要となります。葉物野菜でしたら、**可食部1600g以上**は必要となります(検出下限20Bq/kg未満)。

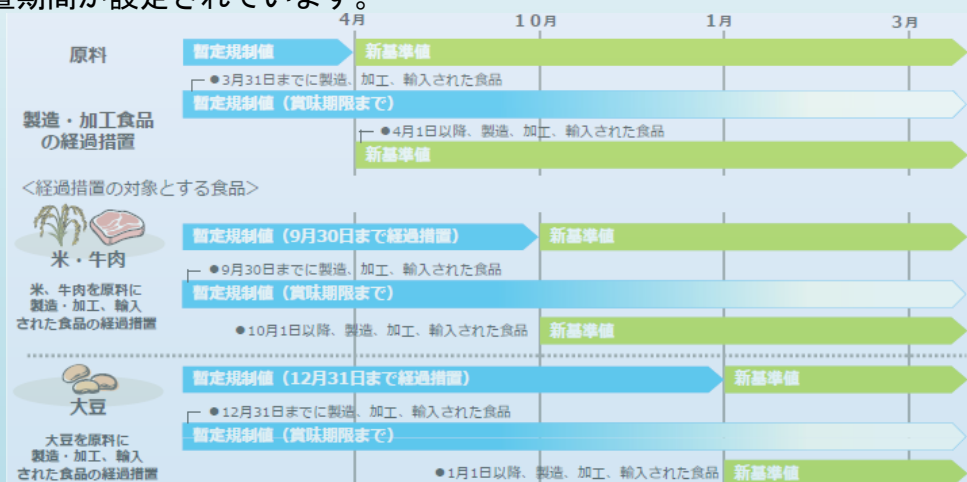
・数Bq/kgの検出下限をご希望の場合、**お米は1.7kg**程度が必要です。

・検体量が少ない場合は、150g程度でも実施可能です。(スクリーニング：検出下限30~40Bq/kg。※少量で検出下限20Bq/kgをご希望の場合は別途ご相談下さい。)

・お客様の方で弊社指定の専用容器(150g)に詰めて送付頂きますと、お安くすることも可能です。是非ご相談下さい。

土壌、井戸水、汚泥肥料、飼料(稲わらを含む)、キノコ栽培用の灌木の放射能についても測定を行っております。

※検体到着後：2~5営業日で結果を報告致します。特急測定



(経過措置期間：厚生労働省ホームページより)

その他の情報は弊社ホームページアドレスでご確認下さい
<http://food-analab.jp/>

House Food Analytical Laboratory Technical Report 32_20120327